

自主防犯活動を支援しています

犯罪抑止の一番の効果は、自らの防犯に対する意識と、皆さんが地域のことに関心を持って団結して活動している姿勢を見せることです。市内には154の自主防犯団体があり、それぞれが地域に合った活動をしています。

市では、地域での自主防犯活動を支援するため、活動団体にパトロール用品をお渡ししています。既に市に報告されている団体には、5月中旬から6月中旬にかけて代表者から必要なパトロール用品の数を聞き、お渡ししています。

決まった形での自主防犯活動をしていない地域の方も、ぜひこの機会に防犯活動を始めてみませんか。団体を設立したいが活動方法が分からないという方は防災安全課まで問い合わせください。

市内自主防犯団体活動事例

【活動事例1】構成員は男性22人、女性8人。女性は毎週水曜日午後3時から4時に、男性は毎週日曜日の午後9時から9時30分に順番で自治会区域内をパトロールしている。



【活動事例2】構成員は15人。登校日は毎日、児童の登下校時間に合わせて学校の通学路をパトロールしている。

【活動事例3】構成員は自治会の役員。毎月1回の自治会の会合に集まるときにパトロール用品を身に付けてパトロールし、帰りにも同じ方向の数人で少し遠回りして帰るなどの活動をしている。

【活動事例4】犬の散歩を児童の下校時間に合わせ、パトロール用品を身に付けて通学路を見回っている。

▶問い合わせ 同課防犯対策担当(内線283)

特殊詐欺にご注意ください

特殊詐欺と呼ばれる犯罪の中でも、最も被害件数が多いのが振り込め詐欺と還付金詐欺です。皆さんが犯罪の手口を知りながらも、依然として被害件数が増加しています。多発する詐欺に歯止めをかけるためにも不審な電話には十分注意するとともに、詐欺の被害に遭わないよう地域ぐるみで防止しましょう。また、不審な電話があった場合は、行田警察署または防災安全課にご相談ください。

市内特殊詐欺発生状況

	被害件数	被害額
平成25年	6件	3,312万円
平成26年	16件	4,630万円
平成27年(暫定値)	21件	約4,000万円

▶こんな電話にご注意

(例1)「携帯電話の番号が変わった」

【対応】前の携帯電話にかけ、本当に変わったのか確認してください。

(例2)「携帯電話を失くしたので他人の電話を借りている」

【対応】その人の家族や会社に電話をかけてください。念のため、今までの携帯電話にも電話をかけ

てください。

(例3)「同僚、友人、郵便局員がお金を取りに行く」
【対応】初めて会う人にお金を渡さないでください。

(例4)「ATMで還付金の手続きができるので、携帯電話を持ってATMへ行ってほしい」
【対応】税金や医療費の還付をATMで手続きすることはありません。

▶対策

・手口は多様化、巧妙化しており、あの手この手で信用させようと電話をかけてきますが、必ず先に挙げた例または似た言葉が出てくるはずです。それを見逃さず、家族、知人、行田警察署、市役所に相談してください。

・犯人は、言葉巧みに第三者に相談させない状況をつくり、正常な判断を鈍らせるようなパニック状態に追い詰めます。勇気を出して相談してください。

・犯人は証拠が残るのを嫌うので、常に留守番電話に設定しておき、知っている相手にだけ応答するのも有効な手段です。

▶問い合わせ 同課防犯対策担当(内線283)または行田警察署☎553-0110

平成28年度の加入受け付けがはじまります

万一の事故に備えて 交通災害共済に加入しましょう



平成27年中は、市内で2,000件を超える交通事故が起こっています。交通事故を無くすには、ルールを守るだけでなく、気持ちのゆとりと譲り合いの精神を持つことが大切です。しかし、ルールを守っていても、どんなに注意をしても交通事故に遭うことがあります。そこで、万一の事故に備えて加入していただきたいのが交通災害共済制度です。

この制度は、市民の皆さんが会費を出し合って、加入された方が交通事故に遭ったとき、お互いに助け合う制度です。皆さんも家族全員で交通災害共済にご加入ください。

▶加入資格

本市の住民基本台帳に記録されている方

▶共済期間

4月1日から平成29年3月31日までの1年間
※共済期間内に市外へ転出した場合効力を失います。

▶費用

1人年額500円
※10月以降で中途加入される場合は250円

▶加入方法

防災安全課では年間を通して随時受け付けています。
2月1日(月)から3月31日(木)までは、自治会を通して加入の取りまとめを行います。
※各自自治会で指定した期間に限ります。

▶対象となる交通事故

日本国内の道路上において発生した次の人身事故に限る

- ・車両(自動車、原動機付自転車、自転車、バスなど)に乗車中の衝突、転落、接触などによる事故
- ・歩行中に発生した運行中の車両との衝突、接触などによる事故

▶対象とならない交通事故

- ・故意による場合
- ・無免許運転または飲酒運転
- ・地震、噴火、津波など天災に直接起因した交通事故
- ・歩行中の単独転倒による事故
- ・道路でない場所での事故(個人の宅地または企業・工場敷地内、農耕作業中の場合など)

▶見舞金

種類	区分	見舞金額	
死亡見舞金	事故発生の日の翌日から起算して180日以内に死亡したとき	1,200,000円	
後遺障害見舞金	事故発生の日の翌日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級2級以上の障害と認定されたとき	700,000円	
	事故発生の日の翌日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級5級以上3級以下の障害と認定されたとき	600,000円	
医療見舞金	実治療日数	180日以上	140,000円
		150日以上180日未満	110,000円
		120日以上150日未満	90,000円
		90日以上120日未満	70,000円
		60日以上90日未満	55,000円
		30日以上60日未満	40,000円
		7日以上30日未満	30,000円
7日未満	14,000円		

・治療日数は、入院日数と通院日数を加えたものです。
・原則として交通事故証明書または救急車出動証明書(公的証明書※コピー可)、医師の診断書または自賠責保険の診断書および診療報酬明細書(コピー可)が必要になります。交通事故証明書または救急車出動証明書がない場合は、実治療日数が7日以上でも支払われる見舞金の上限が20,000円となります。

▶見舞金の請求期限

○死亡・医療見舞金の請求期限
事故発生の日の翌日から2年以内です。請求期限を経過したときは無効になります。

○後遺障害見舞金の請求期限
事故発生の日の翌日から3年以内です。請求期限を経過したときは無効になります。

▶問い合わせ

同課交通担当(内線284)